

判決年月日	平成 1 9 年 1 1 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成19年(行ケ)第10004号		
○発明の容易想到性の判断に誤りがあるとして、拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法 29 条 2 項 , 49 条 2 号

本件は、発明の名称を「磁気ヘッド/ディスク検査器内の高精度位置決め機構の動的特性を改良するための装置及び方法」とする発明(本願発明)につき特許出願をした原告が、特許庁から拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判を請求したところ、特許庁が同請求は成り立たないとの審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、本願発明は、引用刊行物に記載された発明(引用例1発明)及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許を受けることができないというものである。

本判決は、「このように『加速系』の装置である引用例1発明に、上記周知技術を適用することには、これを妨げる事情があり、また、引用例2、引用例3、甲4、甲7、8等を勘案しても、『加速系』の装置における上記振動の問題を解決する手段を示唆する記載はない。・・・そうすると、当業者が、引用例1、2に接したとしても、引用例1発明に、上記周知技術を採用しようとするものとは考え難いから、引用例1発明に、引用例2に基づいて、上記周知技術を適用して、相違点(口)に係る本願発明の構成(『第2本体、及び前記第1本体の実質的に反対方向に、前記第1スライドに対して前記第2本体を配置するための第2アクチュエータ』の構成)を容易に想到し得たものとは認められない。」と判示し、審決には相違点(口)についての容易想到性の判断に誤りがあり、この誤りは審決の結論に影響を及ぼすとして、原告の請求を認容した。